

令和5年度 第4回  
釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画  
策定市民委員会

会議録

令和5年度 第4回 釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会

○日時 令和5年11月22日(水) 18:00～18:40

○会場 釧路市役所 防災庁舎5階 会議室A

○会議次第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書について

(2) 協議事項

・第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について

3 閉会

○出席者(20名)

委員長 西塔 正一

副委員長 高瀬 勝洋 杉元 重治 (Zoom)

委員 久保田 眞弓 石井 善樹 山田 勝雄 上堀 百合子

今野 悦夫 檜舘 猛 今村 壯夫 土岐 勝江

浅村 こずえ 桑原 美紀子 舟水 光男 里見 啓 (Zoom)

佐々木 祐美 (Zoom) 阿部 英之 (Zoom) 細川 克裕 (Zoom) 沼口 託也 (Zoom)

二口 喜美子 (Zoom)

○欠席者(6名)

委員 岡田 実継 高橋 功成 林 隆浩 高澤 裕美子

北川 仁 小畑 敦子

○事務局出席者

福祉部長 熊谷 瑠美子 福祉部次長 橋本 博恵

介護高齢課長 長山 勝 障がい福祉課長 小池 伸治

介護高齢課課長補佐 波岡 茂頭 阿寒保健福祉課長 高橋 聡

西田 光平

渡邊 路

冷川 幸枝

諸我 正夫

梅木 三穂

○傍聴人 なし

## 1. 開 会

### ○ 事務局長

ただ今より、令和5年度第4回目の策定市民委員会を開催いたします。

本日、ご出席いただいた委員の人数は、26名中20名となっております。委員の過半数が出席となっているため、第4回策定市民委員会が成立していることをここに宣言をいたします。それでは、まず始めに、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

今回の資料につきましては、

- ・資料1 「第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書(案)」に対するご意見集約結果
- ・資料2 第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する意見書新旧対照表
- ・資料3 第9期計画に関する意見書
- ・資料4 第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)
- ・資料5 意見書と第9期計画(素案)との対比について
- ・資料6 第8期計画からの主な変更点等について

以上の6点となっております。

また、別添様式として、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に関する不備等についてを配付しています。配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、これより会議の議事、進行につきましては、設置要綱第3条第3号の規定に基づきまして、委員長にお願いしたいと思います。委員長よろしくお願いいたします。

## 2. 議 題

### (1) 報告事項 ・ 第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書について

### ○ 委員長

それでは、早速、議事の方に移りたいと思います。

まず議題の報告事項についてですが、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書についてであります。

それから、これが今日の委員会の中心となる議題であります。協議事項として、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)についてになっております。

では始めに、報告事項の「第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書について」、前回の第3回策定市民委員会においてお示しした意見書(案)について、委員の意見を反映していただきたいということがありましたので、その点を含めて事務局から説明をお願いしたいと思います。

### ○ 事務局

報告事項、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書について、私から説明させていただきます。失礼ですが、着席にてご説明させていただきます。

第3回の策定市民委員会においてお示しいたしました意見書(案)につきまして、修正等のご意見をいただきました。いただいたご意見の一覧を資料1に掲載しております。

これらのご意見を踏まえた修正の内容につきまして、資料2で新旧対照表の形式で記載して

おりますので、そちらをご覧ください。

まず、1点目、「地域包括支援センターのあり方」につきまして、相談業務を委託した際に、委託による対応の格差が出ないようにすることを記載すべきとのご意見がありました。このご意見を反映しまして、資料の右側のとおり、意見書にその旨追記いたしました。

また、「介護人材の確保」の項目におきまして、サービス提供の基本となります介護支援専門員の確保についてのご意見をいただきましたことから、より介護支援専門員の確保対策の重要性を強調した内容としました他、「介護保険料の負担の抑制について」の項目におきまして、低所得者への配慮は必要とのご意見をいただき、保険料段階の見直しを含めました介護保険料の負担の抑制に内容を修正しております。

これらの修正内容につきまして、委員長にご確認いただき、意見書に反映させたいうえで、資料3のとおり、令和5年11月10日に策定市民委員会の意見書としまして、市長に手交したところであります。

説明は以上となります。

#### ○ 委員長

今、意見書（案）の修正について、事務局より報告がありました。

前回の委員会で私から皆様方へお伝えしたとおり、日程の関係がございましたので、事務局の修正案を私の方で確認させていただいて、資料3のように意見書に反映させていただきました。

皆様のご意見を反映した「意見書」につきましては、去る11月10日に蝦名市長に手渡しをいたしました。

その時に、市長からは、委員の皆様方、貴重なご意見を頂き、大変感謝していますということと、高齢者福祉がますます重要となる施策について、ぜひ第9期計画に反映したいといったことを伺いましたので、委員の皆様方に報告させていただきと思います。

意見書についての報告事項について、何か質問等、委員の皆様方ありませんか。

< 意見等なし >

### (2) 協議事項 第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

#### ○ 委員長

では次に、協議事項に移りたいと思います。「第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○ 事務局

事務局におきまして、第9期計画の素案を作成いたしましたので、策定市民委員会におけるご意見が、素案に適切に反映しているかをご確認いただきたく、議案を提出させていただいております。

なお、初めに1点お願いがございます。

資料4 素案の表紙の右上に「取扱注意」と記載しております。この計画書（素案）につきましては、市議会の12月定例会において報告する予定となっております。それまでは部外秘とさせていただきたいと思っておりますので、この資料につきましては、当委員会での議論の参考のみご利用いただきまして、外部への公表や提供等はお控えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に戻ります。

まず、今回の素案では、現時点で記載可能な部分について記載しております。第5章の保険給付費や介護保険料につきましては、12月～1月にかけて、介護報酬の改定などを待つ必要がございますので、現時点では決定できないことから、空欄とさせていただきます。

また、意見書にございます多段階化の検討につきましても、計画期間中における必要保険料額などを算定した上で、詳細を決定していくこととなります。

次に、素案の内容についてご説明させていただきます。

まず、6ページからの第1章では、本計画の策定の法的根拠などを記載しております。

次に10ページからの第2章になります。高齢者人口等や認定者の推計や分析、ニーズ調査結果を掲載し、各項目から考えられる高齢者福祉に係る課題を記載しました。10ページには、高齢者人口等の推計になりますけれども、以前の策定市民委員会でもご説明しましたとおり、高齢者人口は減少していくものの75歳以上の高齢者は今後も増加する見込みとなっています。

15ページをご覧ください。介護の認定率につきましては、75歳以上の方の認定の割合が高くなっていることから、認定者数は引き続き増加する見込みであり、これに従い介護の需要も増加していくものと考えられます。

また、16ページ、認知症高齢者の人数ですが、現在減少または横ばいの傾向ですが、今後の認定者数の増加から、認知症高齢者の人口も増加することが予想されますことから、一層の認知症施策の充実が求められるところです。

18ページからは、ニーズ調査の結果を掲載しております。ニーズ調査からは、在宅での生活継続を希望するご家族が多いものの、負担感が大きいことがわかりますことから、今後在宅福祉サービスや介護予防の推進が求められるところです。

22ページからの第3章になります。第3章では、これら高齢者の人口推計等に基づいた課題に対応するために施策の体系を記載しています。

23ページに、高齢者福祉の目指すべきあり方として、基本理念を掲げております。この基本理念を達成するため、地域包括ケアシステムの深化・推進をしていきます。

25ページ、この地域包括ケアシステムの深化・推進のために、「共に協力し支え合える地域づくり」や「介護予防の推進」など、8項目を基本目標に設定しまして、基本目標ごとに、個別の施策を展開する構成の計画書としています。

28ページからの第4章になります。第4章では、第3章で設定しました基本目標に沿って、個別の施策を展開しています。

28ページの基本目標1「共に協力し支え合える地域づくり」につきまして、個別施策としては、①地域包括支援センターの機能強化、②医療と介護の連携の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④高齢者を地域で支え合う仕組みづくりの4つを設定し、以降のページで各個別施策の内容を掲載しています。

他の基本目標につきましても、同様の形で、基本目標を推進すべく、個別施策を設定し、取り組む内容を記載しております。

この場ですべてをご説明することは省略させていただきます。計画期間中における施設整備の予定について、ご説明したいと思います。

施設の整備につきましては、60ページからの基本目標7に記載しています。

第9期計画期間中の施設整備予定につきまして、66ページ、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付き有料老人ホーム等になりますが、計画期間中に3施設、定員165人分の施設整備が予定されています。

次に、市が所管する地域密着型サービスにつきましては、67ページ以降に記載しています。医療ニーズにも対応する、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1事業所、看護小規模多機

能型居宅介護を2事業所整備いたします。この看護小規模多機能型居宅介護の整備のうち、1事業所は、小規模多機能型居宅介護からの転換となります。これらの施設整備によりまして、在宅での生活継続を支えていきたいと考えています。

また、認知症高齢者向けの施設として、グループホームを1施設 定員18名分整備いたします。いずれの施設も、圏域としては、釧路地区での整備を予定しています。

次に73ページになりますが、特別養護老人ホームにつきましては、既存施設において、定員を8人増員とする見込みとなっております。施設整備に関しましては以上です。

その他、80ページからは、先ほど申し上げましたけれども、第5章では、現在空欄としておりますが、介護保険料関係の記載予定項目や保険料の減免について記載しております。

86ページからの第6章につきましては、利用者負担の軽減などの取り組みについて記載しており、90ページからの第7章では、適正な制度運営のための介護給付費の適正化事業など、計画推進のための取り組みについて記載しております。

以上が、素案の内容となっております。

資料が飛びますが、資料6で、第8期計画からの主な変更点をお示ししておりますので、そちらをご覧ください。

大きな内容の変更としまして、計画書の構成を変えております。具体的には、第8期計画では各所に点在していた施策を基本目標ごとに整理、体系化し、先ほどご説明した通り、基本目標に対する施策を第4章に集約いたしました。

また、高齢者人口等の推計において、85歳以上の区分を新設し、これらの人口推計や認定者の推計、ニーズ調査により見えた課題を記載することとしております。

第8期計画においては、重点目標としていましたが、第9期計画では基本目標としまして、「共に協力し支え合える地域づくり」という基本目標を新設し、地域包括ケアシステムにおける重要な役割を担う地域包括支援センターや医療と介護の連携推進などの取り組みを推進していきたいと考えております。

その他、各種の施策について、数値化できるものにつきましては、表にして実績値等を記載しております。

素案の内容につきまして、ご不明な点がございましたら、後ほど、ご質問いただければと思います。

次に資料5をご覧ください。

資料5では、意見書の内容が素案にどのように反映しているかを記載しております。

主なものをご説明いたします。

2ページをご覧ください。高齢者等緊急通報システム設置事業につきまして、意見書では、通報の仕組みについて、時代に即した方法を構築することを求めるご意見がございました。

素案では、素案52ページの表内におきまして、様々な形態で利用が可能となるよう検討していくこととしています。

次に4ページの認知症施策の推進になります。認知症施策の意見に対応しまして、素案45ページ以降で、認知症の正しい理解の普及・啓発や早期診断・早期対応、認知症の人やその家族等へのサポートの推進などについて、素案に記載しております。

8ページ、地域包括支援センターのあり方におきましては、素案32ページの総合相談支援事業で、地域包括支援センターの体制の整備を記載している他、41ページで実態把握について記載しております。

なお、総合相談の委託に関しましては、今後、国のガイドラインが示された際に、ご意見を踏まえた対応を行っていくこととします。

10ページの上側、介護人材の確保では、素案74ページの効果的な介護人材確保対策の検

討や75ページにおきまして、介護現場の生産性の向上において、意見書を踏まえた今後推進していく取り組みを記載しております。

以上、意見書と素案の対比の概略をご説明しましたが、その他の項目も併せて、意見書が素案に反映しているかご確認いただき、不備等がございましたら、ご意見いただきたいと考えています。

以上で、説明を終わります。

#### ○ 委員長

ただ今、事務局の方から、私たちの意見書がどのように第9期計画に反映されているか、対比の説明をしていただきました。

自分たちの意見書の内容が具体的な施策の形で計画書の方に反映されているように思いましたが、委員の皆様方はいかがお考えでしょうか。

まだ、国の方針が定まっていないところは、市の方から説明があったとおり、空欄になっているということですが、他のところでどうでしょうか。

#### ○ 委員

第4章の介護サービスの基盤整備のところですが、例えば、ある特定の日付のところ、特定施設入居者生活介護のAという事業所の定員数が50名として、その日現在、何名入居されているのか。あるいは、特別養護老人ホームもある特定の日付のところ、定員数が80名に対して何名入所されているのかといったところの把握、実態数に併せて次の計画を練らないとなかなか書かれている数字だけでは難しさがあるなど感じるのですが、その辺はどのように捉えられているかご質問いたします。

#### ○ 事務局

現在の施設の利用状況につきまして、基本目標7のところですね、例えば、特定施設入居者生活介護ですと、66ページになりますが、サービス見込量ということで、実際8期の実績値、月平均の利用人員ですが、こちらの人数を示させていただいております。そして、9期の施設整備を含んだ今後の利用者数の推計を示させていただいております。

特定施設入居者生活介護、介護付有料老人ホームにつきましては、定員数に比べまして利用者数が少ないというところもあるのですが、こちらの施設につきましては、介護を必要とされない方につきましても入居が可能となっておりますので、こちら定員との差というのが出てきているという現状となっております。

特別養護老人ホームにおきましても73ページになりますが、現状の定員数に対しまして、釧路市が被保険者となっている方々の利用につきまして、サービス見込量を記載しております。市外から利用されている方もおりますので、多少差が出ておりますけれども、こちらほぼ満床の状態であるという風に施設の方から聞いております。ですから、利用者数につきましては、今後、必要となる方々が施設整備も含めまして、まだまだいるという形で第9期計画の推計とさせていただいているところでございます。

#### ○ 委員

例えば、介護老人保健施設で2021年が374名、2022年が371名というのは実数ですか。

○ 事務局

こちらは、月平均の利用者の実数になります。定員数が384人中、2022年度は371人という形になっております。

○ 委員

入居者定員数が384人中、371人が利用ということで、ほぼ定員数に達しているという風なご理解でよろしいのか。

○ 事務局

各施設の利用形態が違うところがありまして、老健施設ですと基本的にリハビリ施設ということがありまして、入れ替わりがある一定程度ございまして、月平均の利用者としましては、例えば2022年ですと定員に対してほぼ満床の371人となっているのですけれども、この中には1つのベッドを2回使ったりという形の人数の見込みも想定されておりますので、我々の数値の推計としましては、利用者の人数というところでの把握しかできないものがあるものですから、こういう形での実績の表し方となっております。

○ 委員

なぜ、この質問をしたのかと言いますと、新規事業所の開設にあたって、例えば、グループホームで2ユニット許可をいただいている、介護職員、その他スタッフがなかなか集まらないので、1ユニットずつ1年かけて2ユニットやっとオープンできたですとか、あるいは、もっと大規模な事業所をオープンするにあたって、既存の事業所から介護職員がかなり流動的にいなくなってしまって、既存の事業所の運営自体が厳しくなってしまうこともあるのです。

こういったところをこの計画の中で、確かに需要と供給の認識の中で増やしていくのは必要だと思うのですけれども、その辺りをどのようにお考えになっているのかをお願いします。

○ 事務局

我々も人材確保というところの懸念は持ち合わせておりまして、今回、この施設の整備におきまして、事前に事業者の方から施設整備の意向調査をしまして、手上げた事業者に対し、施設整備の考え方などをヒアリングしたところです。その中でどのように人材を確保していくのかということもお伺いさせていただいております。

例えば、地域密着型施設の整備につきましては、既存の施設の中で、サービス提供していく人材を法人内で活用するというご意見があったり、新規で整備する場合では人材を他の事業所から引き抜くのではなく、自前で人材を育成したうえで、事業所の開設の人員に備えたいというようなお話をお伺いしております。

今後は、地域密着型サービスにつきましては、市に指定権限がございますので、公募により事業者の選定を行っていく形となりますが、公募の際にも人材確保についてどのように考えているのかということをお伺いしながら、その点も評価の項目等に加えるなどして配慮していきたいと考えております。

○ 委員

特定施設においても、市町村権限で意見書を添えることとなっておりますから、事業計画の中にこれを釧路市として盛り込むわけですので、例えば、新規大型事業所を開設する時には、その辺りを強く意見を言うていただいて、やはり、新規開設のところには人が取られて、結局既存のところの立ち行かなくなるのが小さな事業所の方が経営的な規模も小さいですので、なんと

かその辺りを配慮していただきたいと強く思います。

○ 事務局

特定施設につきましても、同様に人材確保について、こちらの方で確認していきたいと考えております。

○ 委員長

委員の意見は、定員を決める時の対策がどうなっているか、現状等をはっきりわかってやっているのかといった意見であったと思います。今後、配慮していただきたいということです。

○ 事務局

定員等、今回の計画に盛り込むにあたりましては、先ほども申し上げたとおり、人材確保を念頭におきまして事業者にはアヒアヒをさせていたいただいております。人材が不足している現状の中で、いかに新規の人材を確保したうえで、施設を運営、新設していくという形で今後注視していきたいと思っております。

○ 委員長

委員、ありがとうございました。

他の委員いかがでしょうか。ズームの委員の皆さんいかがですか。

私たちの意見書の内容が計画に大変よく反映されているという理解でよろしいですか。

ご意見がないようですので、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）については、了承を得たということでもよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

では、了承いただきましたので、その他、事務局の方でありますか。

○ 事務局

今後のスケジュールでございますが、事前にお渡しした説明資料の中で今後のスケジュールをお示ししているところでありますけれども、今後は12月定例会に諮りまして、パブリックコメントを市民向けに広報いたします。それが12月中旬から1月中旬にかけてでございます。

その間、12月末から1月にかけては、国の介護報酬の改定に基づきまして、我々の方で介護保険料の算定をさせていただきたいと思っております。

また、それらを踏まえまして、介護給付費の積算等が終わりましたら、先ほど空欄にさせていただいておりましたところに数字をあてはめまして、保険料の算出をさせていただきたいと思っております。こちらを反映しました計画書の成案を次回の策定市民委員会においてお諮りさせていただきたいと思っております。

次回の策定市民委員会におきましては、当初のスケジュールでお示ししましたとおり、2月の上旬から中旬にかけて書面開催といたしまして、こちらの内容をご審議していただく形を想定しております。

計画書の成案等資料が整いましたら委員の皆様にお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

次回第5回の委員会は、2月の中旬で、書面委員会の形を取るそうです。

この件について、何か委員の皆様ご意見ありますか。  
それでは、ないということですので、本日の委員会を終了いたします。  
どうも委員の皆様ありがとうございました。

### 3. 閉 会

#### ○ 事務局長

委員長、ありがとうございました。

さきほど、事務局からもお話がありましたけれども、次回は書面会議ということにして、皆様一同で会するのは今回で最後ということになります。

なんとか、素案まで皆様のご協力、たくさん様々な貴重なご意見をいただいてまとめることができました。本当にありがとうございます。今後、保険料等、内部の方で検討していきながら、最後2月の策定市民委員会で皆様の方にお示しをしていきたいと思っております。本当に皆様今までありがとうございました。

以上を持ちまして、令和5年度第4回策定市民委員会を終了させていただきます。